

【新宿通り（第I期）】

No.	意見	対応
1	歩道舗装を改修し、段差やガタツキを解消してほしい。 写真1	歩道舗装の全面改修を行う。[p50,p68] ⇒別紙2整備内容④
2	幅員の広い歩道では、建物から1~1.5m程度の離隔を取って、視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。	沿道建物から1.5m程度離れた位置を標準として、誘導ブロックを設置する。[p56]
3	防護柵ベンチを設置する際は、ベンチに至る視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。	防護柵ベンチに至る誘導ブロックの設置を行う。[p50]
4	交差点部周辺の歩道の勾配を緩やかにしてほしい。 写真2	歩車道境界ブロックの段差1cm化とあわせて、できる限り歩道勾配の緩和を行う。[p49]
5	神社の前はお祭りの際に支障となる可能性があるため、ベンチの設置を避けてほしい。	神社の前以外の位置に、防護柵ベンチの設置を行う。[p50,p55] ⇒別紙2整備内容②
6	音響式信号のある交差点では、エスコートゾーンを整備してほしい。	交通管理者へエスコートゾーンの設置要望を伝達済。[p49]
7	四谷区民センター前の交差点の音響式信号は、設定された時間帯には常に音が鳴る方式となっているが、夜間には停止しているものと思われる。夜間も使用可能なよう押しボタンを設置してほしい。	交通管理者に確認したところ、押しボタン式とし鳴動する時間帯を延長する対応は可能であるとのこと。また常に音がなる方式のまま鳴動する時間帯を延長することも可能であるとのこと。ただし、周辺住民との調整が必要であるため、引き続き検討課題とする。[p49]
8	バス停の位置が分かりやすくなるような設備（ライト、チャイム等）を設置してほしい。	都営バスのバス停については、夜間点灯するライトの設置はされているが、通行する車両や沿道住民への影響が考えられることからチャイム等のような音を発する設備の整備は近隣への配慮から行っていないとのこと。
9	四谷区民センターと歩道の視覚障害者誘導用ブロックのズレを解消してほしい。また、区民センターの入口にチャイムを設置してほしい。 写真3	チャイムについては、四谷特別出張所に意見を伝達済。誘導ブロックの設置位置については、道路側からの改良を検討中。

※ []内は新宿区移動等円滑化促進方針の該当ページ

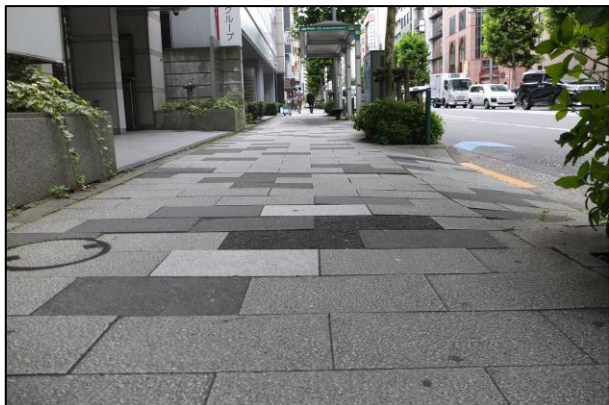


写真1：新宿通り歩道舗装



写真2：交差点部周辺の歩道



写真3：四谷区民センター前

【区役所通り】

No.	意見	対応
1	視覚障害者誘導用ブロックは、歩道の両側に設置することが望ましい。	東側の歩道に誘導ブロックを設置する（西側は設置済）。[p56] ⇒別紙3整備内容③
2	花道通りとの交差点付近の歩道勾配を改善してほしい。 写真1	東電の埋設物にあわせ一部横断勾配が急勾配となっているため、改良に向けて、東電と協議中。[p105]
3	区役所本庁舎の視覚障害者誘導用ブロックの設置位置を改良してほしい。 写真2	庁舎管理者へ要望中。対応を検討するとのこと。[p56]
4	区役所本庁舎入口のスロープの幅を広くする、設置箇所を増やすなどしてほしい。また、区役所本庁舎東側の階段部を歩行空間などとして活用できないか。 写真3	庁舎管理者に確認したところ、本庁舎建物本体の構造上、対応が難しいとのこと。なお、スロープの勾配については改良することを検討中。[p55] ⇒別紙3整備内容⑤
5	区役所本庁舎の入口が一部暗い。	庁舎管理者に意見を伝達済。
6	区役所本庁舎前に横断歩道を設置してほしい。	交通管理者に確認したところ、交通規制基準において、「横断歩道の間隔は市街地においては、おおむね 100m以上」としているが、本庁舎から靖国通りの横断歩道まではおおむね 50m 程度と近接しているため、横断歩道の設置は難しいとのこと。横断需要の動向や安全性確保など、今後の検討課題とする。
7	区役所通りの歩道を拡幅してほしい。	現状、荷捌き車両の駐停車が多く、道路幅員も限られているため歩道を拡幅することは難しい。引き続き検討課題とする。
8	靖国通り横断歩道部の歩道と車道の段差が一部大きい。また、靖国通りの歩道勾配を緩やかにしてほしい。 写真4	都道管理者に確認したところ、一部の大きい段差や勾配については、「今後の道路改修とあわせて対応を検討する」とのこと。なお、歩車道段差 1cm ブロックについては、新宿区の取組の動向を注視し、区道での整備実績や整備後の反響などを踏まえ、都道での今後の採用を検討するとのこと。
9	沿道の看板等から出る音が大きいため、配慮したものとしてほしい。 また、看板の光についても配慮したものになるとよい。	公害対策係へ意見を伝達済。 看板の音については、都の環境確保条例に基づく規制値を超えているものがあつたため、対応を行っていく。光については、必要に応じてガイドラインに基づく対応を行っているとのこと。

※[]内は新宿区移動等円滑化促進方針の該当ページ



写真1：横断方向急勾配箇所



写真2：水景施設に近接した誘導ブロック



写真3：本庁舎入口のスロープ及び段差



写真4：靖国通り横断歩道